



八王子市からのお知らせ

令和5年度版
(新耐震)

地域のために空き家を貸してみませんか

あなたの空き家を求めている方がいます！

空き家の期間が長期化し、管理が行き届きづらくなると、近隣の迷惑につながる恐れがあります。また、今般の法改正により、管理不全の空き家として「勧告」を受けると固定資産税等が高くなります。

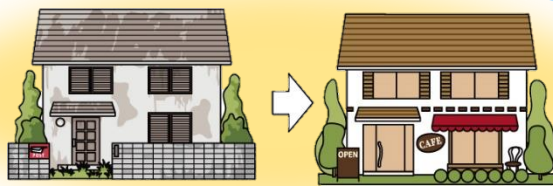
八王子市では、利活用方法の一つとして、地域のための活動の場を必要としている団体等と、地域のために空き家を貸していただける所有者等のマッチング(結び付け)支援を行っています。

空き家の提供を通じて、あなたも八王子市の地域活性化に貢献してみませんか。

空き家を利用して、地域のためになるような活動をしたい…



利用希望者



(子ども食堂、コミュニティカフェなど)

空き家を手放したくないけれど、地域のために利用してもらえたら…



空き家所有者

マッチング

◆提供空き家の要件

- ・有償又は無償で貸借できる空き家であること。
- ・本事業の利用について、提供空き家及び提供空き家の存する土地の所有者全員の了承を得ていること。
- ・建築基準法違反の是正指導及び管理不全空き家の是正指導を受けていないこと、あるいは指導を受けているが是正の見込みがあること。
- ・その他、市長が不適当と認める事由のないこと。

まずは右の二次元コード(マッチングサイト)から登録済みの団体等や空き家をご確認ください。



マッチングした活動のために必要な改修工事には、最大100万円の補助金があります。

空き家について悩んだら… 裏面の「住まカツ」へ！➡

問合せ先

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課 TEL042-620-7260 FAX042-626-3616

空き家の適切な管理をお願いします

管理不全の空き家は、家屋の損壊や衛生問題など、下図のように周辺環境へ悪影響を及ぼします。

市に寄せられた近隣の空き家に関する相談件数は増加していますが、その内容のうち敷地内の樹木が敷地を越境していることが8割を占め、次いでハチの巣やごみの放置などが続いています。

このような状態にならないように、最低でも半年に一度は必ず、台風などの災害の後も状況を確認し、適切に管理しましょう。



◆住まいの活用相談所(略称:住まカツ)

住まいの有効な活用方法(相続・売却・賃貸・管理等)について、市と協定を締結している不動産の専門家に、安心して相談できる窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

【住まカツ相談窓口】

まずはご連絡を！

相談無料※

- ・(公社)東京都宅地建物取引業協会 第12ブロック 八王子支部

☎042・548・1251

受付／月～金曜日(祝休日を除く)9:30～16:30

- ・(公社)全日本不動産協会 東京都本部 多摩南支部

☎042・623・7357

受付／月・火・木・金曜日(祝休日を除く)10:00～16:00



※各種契約等に必要な費用については、相談者の負担となります。

主な相談例



- ・将来、自宅のことで子どもたちに迷惑をかけたくない・・・
- ・長期入院などで不在になったとき、この家はどうやって管理したらいいの？
- ・実家を相続したけれども、何か有効な活用方法はないの？

詳細は右の二次元コードから →

